

## 漁業経営セーフティネット構築事業(燃油)の実施状況

### 1. 加入状況(令和4年3月末)

- 加入件数 29,472 件
- 我が国漁業の年間燃油使用量の100%(※)をカバー。

※ カバー率については、利用できるデータの制約がある中で、加入者が申し込んだ令和3年度の年間燃油申込数量/全国の推定年間燃油使用量(令和2年度)を基に計算。その計算値が100%を超える値(107%)となったことから、カバー率を100%と推計した。

### 2. 事業開始以降の原油価格と補填基準価格等の推移

(単位:円/L)

	平成22年			平成23年				平成24年				平成25年				平成26年				平成27年				平成28年				平成29年				平成30年				平成31年・令和元年				令和2年				令和3年			
	4~6月 (注1)	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月								
平均原油価格	45.3	40.0	43.9	52.1	57.1	52.6	52.0	58.2	53.7	52.6	54.9	62.9	62.6	66.2	67.5	67.5	68.2	66.4	53.6	39.2	46.8	38.3	31.1	22.0	29.4	27.8	33.3	38.0	34.8	35.2	42.2	43.5	49.5	52.1	47.9	44.1	46.6	41.3	42.5	34.8	20.7	28.7	29.3	40.0	46.1	49.6	56.0
補填基準価格 (注2)	46.9	46.3	47.7	47.7	49.4	49.8	52.3	55.5	53.5	52.0	50.3	48.6	49.5	50.2	50.9	52.0	53.1	54.0	54.7	54.4	53.4	52.4	51.2	51.1	51.1	51.0	50.8	50.5	50.2	49.7	49.4	49.3	48.9	48.5	48.5	48.3	47.6	47.2	46.7	46.1	44.8	43.2	41.4	40.0	39.4	39.2	39.1
補填金単価 (注3)	-	-	-	4.36	7.68	2.76	-	2.67	0.22	0.84	4.58	14.24	13.09	15.96	16.59	15.53	15.09	12.37	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4.43	-	7.06	6.64	4.29	-	-	-	-	-	-	-	8.02	19.07	15.72	20.03	
(注5) うち急騰対策補填分単価	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	4.43	-	7.06	6.64	4.29	-	-	-	-	-	-	-	-	8.02	19.07	15.72	20.03	
(注6) うち特別対策補填分単価	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	4.19	5.50	5.52	6.23	4.38	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

	令和4年			
	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月
平均原油価格	70.0	/	/	/
補填基準価格 (注2)	39.2	/	/	/
補填金単価 (注3)	30.76	/	/	/
(注4) うち価格差補填分単価計	30.76	/	/	/
117%超 (国3/4助成)	24.09	/	/	/
108.5%超、117%以下 (国2/3助成)	3.33	/	/	/
108.5%以下 (国1/2助成)	3.34	/	/	/
(注5) うち急騰対策補填分単価	-	/	/	/

- 注1: 本事業の補填金支払いの有無の判定は、四半期単位で、3ヶ月分の原油価格の平均が算出可能な翌四半期上旬に行われる。
- 注2: 補填基準価格は、平成24年1~3月期までは、直前2年間の平均原油価格×115%、平成24年4~6月期は、7中5平均原油価格×115%、平成24年7~9月期は、7中5平均原油価格×110%、平成24年10~12月期は、7中5平均原油価格×105%、平成25年1~3月期は、7中5平均原油価格×105%、平成25年4~6月期は、7中5平均原油価格×105%、平成25年7~9月期は、7中5平均原油価格×105%、平成25年10~12月期は、7中5平均原油価格×105%、平成26年1~3月期は、7中5平均原油価格×105%、平成26年4~6月期は、7中5平均原油価格×105%、平成26年7~9月期は、7中5平均原油価格×105%、平成26年10~12月期は、7中5平均原油価格×105%、平成27年1~3月期は、7中5平均原油価格×105%、平成27年4~6月期は、7中5平均原油価格×105%、平成27年7~9月期は、7中5平均原油価格×105%、平成27年10~12月期は、7中5平均原油価格×105%、平成28年1~3月期は、7中5平均原油価格×105%、平成28年4~6月期は、7中5平均原油価格×105%、平成28年7~9月期は、7中5平均原油価格×105%、平成28年10~12月期は、7中5平均原油価格×105%、平成29年1~3月期は、7中5平均原油価格×105%、平成29年4~6月期は、7中5平均原油価格×105%、平成29年7~9月期は、7中5平均原油価格×105%、平成29年10~12月期は、7中5平均原油価格×105%、平成30年1~3月期は、7中5平均原油価格×105%、平成30年4~6月期は、7中5平均原油価格×105%、平成30年7~9月期は、7中5平均原油価格×105%、平成30年10~12月期は、7中5平均原油価格×105%、令和元年1~3月期は、7中5平均原油価格×105%、令和元年4~6月期は、7中5平均原油価格×105%、令和元年7~9月期は、7中5平均原油価格×105%、令和元年10~12月期は、7中5平均原油価格×105%、令和2年1~3月期は、7中5平均原油価格×105%、令和2年4~6月期は、7中5平均原油価格×105%、令和2年7~9月期は、7中5平均原油価格×105%、令和2年10~12月期は、7中5平均原油価格×105%、令和3年1~3月期は、7中5平均原油価格×105%、令和3年4~6月期は、7中5平均原油価格×105%、令和3年7~9月期は、7中5平均原油価格×105%、令和3年10~12月期は、7中5平均原油価格×105%、令和4年1~3月期は、7中5平均原油価格×105%、令和4年4~6月期は、7中5平均原油価格×105%、令和4年7~9月期は、7中5平均原油価格×105%、令和4年10~12月期は、7中5平均原油価格×105%。
- 注3: 補填金単価は価格差補填が急騰対策の2種類であり、急騰対策が発動する場合は価格差補填は発動しない。価格差補填の補填金単価は、当該四半期の平均原油価格と補填基準価格との差。急騰対策の補填金単価は、当該四半期の平均原油価格と直前四半期、1年前の同四半期又は2年前の同四半期の平均原油価格との差×3/4。
- 注4: 補填金単価のうち価格差補填分については、7中5平均原油価格×108.5%以下の部分は1/2が国の助成分。ただし、7中5平均原油価格×108.5%を超え、117%以下の部分は2/3が国の助成分。7中5平均原油価格×117%を超える部分は3/4が国の助成分(旧特別対策)。
- 注5: 急騰対策は、平成28年1~3月期より開始。
- 注6: 特別対策は、平成25年7~9月期より令和3年10~12月期まで実施し、令和4年1~3月期以降は注4の7中5平均原油価格×117%を超える部分として実施。平成25年7~9月期から平成27年10~12月期までは、四半期の平均原油価格が62円/Lを超えた場合に発動。